

提案基準3 社寺、仏閣及び納骨堂について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における社寺、仏閣及び納骨堂に係る開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に建築することがやむを得ないと認められるものについて取り扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用をうけるものは、当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設であること。

なお、対象地域外から宗教団体等が設置するものは除く。

（施設）

- 2 該当する施設としては、地域的性格の強い鎮守の社、庚申堂、地藏堂及び従前より活動する地元の寺院等を対象とする。

また、これらに附属する社務所、寺務所及び庫裡等で規模、構造及び設計が宗教活動上の必要に照らして適切なものも対象に含む。

なお、宿泊施設及び休憩施設は、原則として含まないものとする。

（申請者）

- 3 宗教法人法第2条に定める宗教団体及び部落町内会等地域的な団体とする。

（申請地）

- 4 申請者が申請日の10年以上前から所有している土地であること。

（立地）

- 5 信者の分布等に照らしてふさわしいところで、市の土地利用計画と調整のとれた場所であること。

（附則）

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

（附則）

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

（付記）

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満の場合については、「事後報告基準3」として取扱う。

（附則）

この基準は、平成13年4月26日から施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（当該施設が市街化調整区域に必要である旨の説明等を記述すること。）
- 2 申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書

- 3 宗教法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- 4 信者の嘆願書等があれば提出すること。
- 5 各建築物の用途を詳細に記述した書類
- 6 資金計画に関する書類
- 7 位置図（1/50,000あるいは1/25,000及び1/2,500）
- 8 信者の分布を記入した位置図（1/25,000あるいは1/10,000）
- 9 土地利用計画図及び建物配置図
- 10 建築図面（平面図、立面図等）
- 11 その他市長が必要と認める書類